

定期監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（定期監査報告書（平成27年3月24日））

件名	指摘事項	対象部	対象課	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
(1)収入事務について	①滞納繰越分の調定について ア. 過年度分の滞納繰越分についての調定処理が4月1日に行われず、現年度分の滞納繰越分と同時に調定処理されているものがあった。	健康福祉部	高齢福祉課	措置済（決定済）	H25現年度分、H25過年度分、H25滞納繰越分の3本を同一に扱い、出納閉鎖後の6月に入ってから調定処理を行っていた。	来年度以降は、滞納繰越分については、4月1日に調定処理を行う。現年度分、過年度分については、6月1日に調定処理を行う。	・介護保険料収納事務のマニュアルを作成し担当内で処理内容を共用することで、事務に誤りがおきないようにする。 ・複数の目でチェックを行う。
(1)収入事務について	①滞納繰越分の調定について ア. 過年度分の滞納繰越分についての調定処理が4月1日に行われず、現年度分の滞納繰越分と同時に調定処理されているものがあった。	健康福祉部	子育て支援課	措置済（実施済）	担当職員の勘違いによるもの。	4月1日付けで処理し直した。	担当職員のみではなく、検討者、決定者がしっかりと確認を行う。
(1)収入事務について	②調定処理について ア. 賃貸借契約に基づく調定が契約時に行われていないものがあった。また、契約書では月額を前納するよう規定されていたが、該当月の翌月に収納するよう調定されているものがあった。	環境経済部	産業課	措置済（実施済）	賃貸借契約書の内容を把握しきれていなかった。	2月分の賃料より前納するよう調定を行った。	調定時期、納付時期の確認を行う。また、課長等上司も確認を行う。
(2)人事管理事務について	①時間外勤務手当の支給について ア. みよし市職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当について 割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）が、正規の勤務時間内の勤務にもかかわらず請求されているものがあった。	教育部	スポーツ課	措置済（実施済）	「時間外勤務・休日勤務記録簿」作成時、同一週内にとった休暇時間を考慮し忘れたため、法定労働時間超として算定した。	該当週の勤務・休暇状況を確認し非支給であったため、10月分の時間外報告で調整をした。	勤務職員、検討者、決定者がそれぞれチェックをし、不明な個所があれば当事者に確認して再発を防ぐ。

定期監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（定期監査報告書（平成27年3月24日））

件名	指摘事項	対象部	対象課	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
(2)人事管理事務 について	①時間外勤務手当の支給について ア. みよし市職員の給与に関する 条例第16条第3項の規定による 時間外勤務手当について 割り振られた1週間の正規の勤務 時間（38時間45分）を超える 勤務時間に係る時間外勤務手当 （時間当たり給与額の100分の 25）が、正規の勤務時間内の勤 務にもかかわらず請求されている ものがあつた。	環境経済部	産業課	措置済（実施済）	週休日の振替に対する職員 の認識が誤っていたため。	これに伴う手当の誤支給の 有無を確認し、誤支給分につ きましては、職員課と調整 し、1月支給分給与におい て調整した。	職員間で週休日の振替に対 する正しい認識を持つよう に努め、届出提出時に各自 再度確認し、さらに課長等 上司も確認を行う。
(2)人事管理事務 について	①時間外勤務手当の支給について ア. みよし市職員の給与に関する 条例第16条第3項の規定による 時間外勤務手当について 割り振られた1週間の正規の勤務 時間（38時間45分）を超える 勤務時間に係る時間外勤務手当 （時間当たり給与額の100分の 25）が、正規の勤務時間内の勤 務にもかかわらず請求されている ものがあつた。	都市建設部	土木管理課	措置済（実施済）	人為的ミスによるもの。	書類の訂正措置をと12月 支給給与において調整を 行った。	複数人によるチェック体制 をもって再発防止をはか る。
(2)人事管理事務 について	イ. 有給休暇を取得している時間 にもかかわらず、時間外勤務手当 を請求しているものがあつた。	教育部	スポーツ課	措置済（実施済）	「年次有給休暇簿」に有給 （時間）休暇の始期と終期 を誤って記入した。	有給休暇の記載時間の誤り を訂正した。	取得職員、検討者、決定者 がそれぞれでチェックし、 不明な個所があれば当事者 に確認して再発を防ぐ。
(2)人事管理事務 について	ウ. 週休日の振替により勤務した 日における時間外勤務手当につ いて、100分の135で支給され ているものがあつた。	環境経済部	産業課	措置済（実施済）	週休日の振替に対する職員 の認識が誤っていたため。	これに伴う手当の誤支給の 有無を確認し、誤支給分につ いては、職員課と調整 し、1月支給分給与におい て調整した。	職員間で週休日の振替に対 する正しい認識を持つよう に努め、届出提出時に各自 再度確認し、さらに課長等 上司も確認を行う。